◇樹木採取権登録令（政令第一四八号）（農林水産省）

1　この政令における用語の意義を定めるものとした。（第二条関係）

2　樹木採取権又は樹木採取権を目的とする抵当権（以下「樹木採取権等」という。）の登録は、農林水産大臣が行うものとした。（第三条関係）

3　樹木採取権登録簿は、農林水産省に備えるものとした。（第六条関係）

4　登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければすることができないものとした。（第一二条関係）

5　農林水産大臣は、登録をすることによって登録名義人となる者に対して、登録を完了したときに登録済証を交付するものとした。また、登録権利者及び登録義務者が共同して登録の申請をする等の場合には、当該登録権利者及び登録義務者は、正当な理由がある場合を除き、当該登録済証を提出しなければならないもの等とした。（第一六条及び第一七条関係）

6　農林水産大臣は、申請書に記載した樹木採取権等が登録記録と合致しないとき等には、登録の申請を却下しなければならないものとした。（第二〇条関係）

7　表題部の登録事項は樹木採取区の所在地及び面積等とし、権利部の登録事項は樹木採取権等の権利者の氏名等とした。（第二二条関係）

8　登録の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者と登録義務者が共同してしなければならないものとした。（第二三条関係）

9　樹木採取権の設定の登録は、当該設定を受けた者、その者から法人の合併その他の一般承継により樹木採取権を取得した者等以外の者は申請することができないものとした。（第三五条関係）

10　農林水産大臣は、樹木採取権の存続期間の満了又は樹木採取権の取消し若しくは消滅があったときは、職権で、当該樹木採取権の登録の抹消又は変更の登録をしなければならないものとした。（第三八条関係）

11　抵当権に関する登録の登録事項は、7のほか、債権額、債務者の氏名等とした。（第三九条関係）

12　信託に関する登録の登録事項は、7のほか、委託者、受託者及び受益者の氏名等とした。（第四八条関係）

13　仮登録は、樹木採取権等の設定等に関して請求権を保全しようとするとき等にできるものとした。（第五七条関係）

14　仮処分の債権者が、処分禁止の登録の後に仮処分の債務者を登録義務者とする樹木採取権の登録を申請する場合には、当該仮処分の債権者は、当該処分禁止の登録に後れる登録の抹消を単独で申請できるものとした。（第六三条関係）

15　何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付等を請求できるものとした。（第六六条関係）

16　この政令は、令和二年四月一日から施行するものとした。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四九号）（国土交通省）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行期日は、令和元年一一月一六日とすることとした。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一五〇号）（国土交通省）

1　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正関係

㈠　特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の戸数

特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の住宅の区分は、一戸建ての住宅及び長屋又は共同住宅とし、特定建設工事業者の要件である一年間に新たに建設する請負型規格住宅の戸数の下限は、一戸建ての住宅については三〇〇戸、長屋又は共同住宅については一、〇〇〇戸とすることとした。（第一二条関係）

㈡　請負型規格住宅に係る報告及び立入検査

国土交通大臣は、特定建設工事業者に対し、新たに建設した請負型規格住宅の戸数並びに請負型規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項を報告させることができることとした。また、国土交通大臣は、その職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場又は特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該請負型規格住宅、当該請負型規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができることとした。（第一三条関係）

㈢　建築物エネルギー消費性能向上計画の対象の拡充に係る建築物の容積率特例の対象となる床面積

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置する場合の建築基準法（昭和二五年法律第二〇一号）に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積は、申請建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を越えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計の一〇分の一を超える場合においては、当該申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計の一〇分の一）とすることとした。（第一四条第二項関係）

2　施行期日

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年一一月一六日）から施行することとした。

◇動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一五一号）（環境省）

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三九号）の施行期日は、令和二年六月一日とすることとした。

◇動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一五二号）（環境省）

一　動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部改正関係

動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いとして動物を譲り受けてその飼養を行うことを定めることとした。（第一条関係）

二　中小企業等経営強化法施行令の一部改正関係

中小企業等経営強化法施行令（平成一一年政令第二〇一号）の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置

特定動物が交雑することにより生じた動物が新たに規制対象となることに伴い、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三九号）の施行日前に許可申請できることとする等所要の措置を講ずることとした。（第三条関係）

四　施行期日

この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行することとした。ただし、第三条（第三項を除く。）の規定は、同年三月二日から施行することとした。